

令和2年11月臨時会 常任委員会

総務委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	令和2年11月30日(月)
所属委員	[副委員長]宮川政夫 [委員] 鈴木優樹 橋本徹 吉田英策 椎根健雄 小林昭一 古市三久 青木稔



鈴木智委員長

(1) 知事提出議案：可 決…5件

※[知事提出議案件名はこちら](#)

(11月30日(月) 総務部)

吉田英策委員

今回の人事委員会の勧告による県職員給与の引下げは、民間給与がコロナ禍で落ち込んでいる中での勧告である。県職員は10年前の東日本大震災以降ずっと、様々な災害や今回の新型コロナウイルス感染症に昼夜を分かたず奮闘しており、給与引下げの改定は行うべきではないと思う。

そこで、今回の削減によりどのくらいの金額が減額になるのか。一般職と任期付職員について、平均でどのくらいの引下げになるのか。

人事課長

今回の勧告に基づいて改定を実施した場合の影響額で、あくまでも勧告時の試算で述べると、年間で6.4億円程度の減少と試算している。

一般職の平均の年間減収額は1万8,631円、任期付職員は幅があるが1万2,000～1万8,000円程度の減額となる。

吉田英策委員

コロナ禍での給与の引下げは職員の生活に著しく影響すると思う。任期付職員に対してはそもその額がそれほど多くないため、そのような中で引き下げるのは酷なことである。

今回全国でも人事院勧告、人事委員会勧告を受けて引き下げるが、他県の動きは把握しているか。

人事課長

11月27日現在で、特別給については47団体が勧告を終えており、そのうち引下げが43団体、改定なしが4団体、引上げの勧告を行っている団体はない。

吉田英策委員

報道では、岩手県、高知県、宮崎県、沖縄県で改定を見送るとのことであった。やはり公務員が様々な災害の下、コロナ禍で頑張っている。そのような中で、最低でも引下げは見送ることが求められると思っている。

また、公務員の給与改定は民間給与にも連動する。現在観光業や飲食業が大変な状況に置かれており、経営する事業者も大変だがそこで働く労働者も本当に大変である。こうした民間への波及をどのように評価しているのか。

人事課長

部長説明にもあったとおり、引下げの改定は総合的に勘案して判断している。

民間への影響については、今回の勧告は昨年8月から今年7月までの民間給与の支給状況を踏まえて人事委員会が勧告しており、この冬の民間のボーナスの状況は来年の人事委員会勧告に反映されると考えている。

吉田英策委員

民間給与に反映されるため、公務員の給与の引下げは経済や労働者の状況をよく見て慎重に行うことが必要である。様々な災害やコロナ禍で県職員は奮闘しており、今、中小事業者、そこで働く労働者が本当に大変な思いでいるが、国や県が事業者、労働者への直接支援を行うことでコロナ危機を乗り越えていくことが求められていると思う。今回の引下げはすべきではない。

商労文教委員会

(1) 知事提出議案：承認・・・1件

(11月30日(月) 教育庁)

神山悦子委員

今説明があったが、確認のため聞く。

県は退職手当不支給を裁判所に求めたが、裁量の範囲を超えているとの判決を受け、それに対して県がまた控訴したとのことである。

ほかに同様の事例があるかも含めて、控訴する判断とした経緯を聞く。

職員課長

裁判では、酒気帯び運転の態様が悪質とまでは言えないことや、元教諭のそれまでの功労を全て抹消し、退職手当を全て奪われてもやむを得ないとまでは言えないため、退職手当支給制限処分は裁量権の逸脱または濫用があり違法であるとの判決が下された。県教育委員会としては、飲酒運転をしたとの事実に基づき懲戒免職及び退職手当不支給の処分をしており、意見が一致しないため控訴した。

また、本県では飲酒運転を理由とした懲戒免職について退職手当不支給を争った事例はないが、他県においては同様の裁判があり判決が分かれている。